

第69回 佐用町議会〔定例〕会議録 (第1日)

平成27年12月8日(火曜日)

出席議員 (14名)	1番	加古原 瑞樹	2番	千種 和英
	3番	小林 裕和	4番	廣利 一志
	5番	竹内 日出夫	6番	石堂 基
	7番	岡本 義次	8番	金谷 英志
	9番	山本 幹雄	10番	岡本 安夫
	11番	矢内 作夫	12番	石黒 永剛
	13番	平岡 きぬゑ	14番	西岡 正
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	舟 引 新	書 記	宇 多 雅 弘
説明のため出席 した者の職氏名 (20名)	町 長	庵 途 典 章	副 町 長	坪 内 頼 男
	教 育 長	平 田 秀 三	教 育 次 長	坂 本 博 美
	総 務 課 長	鎌 井 千 秋	企画防災課長	久 保 正 彦
	税 務 課 長	加 藤 逸 生	住 民 課 長	岡 本 隆 文
	健康福祉課長	森 下 守	農林振興課長	横 山 芳 己
	商工観光課長	高 見 寛 治	建 設 課 長	鎌 内 正 至
	上下水道課長	上 野 耕 作	生涯学習課長	服 部 憲 靖
	天文台公園長	谷 口 俊 廣	上月支所長	中 石 嘉 勝
	南光支所長	鎌 内 寛 憲	三日月支所長	岡 田 義 一
	会 計 課 長	船 曳 覚	教 育 課 長	尾 崎 文 昭
欠 席 者 (名)				
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1. 会議録署名議員の指名
- 日程第 2. 会期決定の件
- 日程第 3. 行政報告について
- 日程第 4. 議案第 83 号 町有財産の無償貸付けについて
- 日程第 5. 議案第 84 号 工事請負契約の変更について
- 日程第 6. 議案第 85 号 財産の取得について
- 日程第 7. 議案第 86 号 農作物共済無事戻し金の交付について
- 日程第 8. 議案第 87 号 畑作物共済無事戻し金の交付について
- 日程第 9. 議案第 88 号 園芸施設共済無事戻し金の交付について
- 日程第 10. 議案第 89 号 町道路線の廃止について
- 日程第 11. 議案第 90 号 町道路線の認定について
- 日程第 12. 議案第 91 号 町道路線の変更について
- 日程第 13. 議案第 92 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 14. 議案第 93 号 佐用町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 15. 議案第 94 号 佐用町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 16. 議案第 95 号 佐用町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第 17. 議案第 96 号 佐用町立町民体育館条例の一部を改正する条例について
- 日程第 18. 議案第 97 号 佐用町立老人福祉施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第 19. 議案第 98 号 佐用町保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 20. 議案第 99 号 佐用町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
- 日程第 21. 議案第 100 号 平成 27 年度佐用町一般会計補正予算案(第 3 号)の提出について
- 日程第 22. 議案第 101 号 平成 27 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案(第 2 号)の提出について
- 日程第 23. 議案第 102 号 平成 27 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案(第 1 号)の提出について
- 日程第 24. 議案第 103 号 平成 27 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案(第 2 号)の提出について
- 日程第 25. 議案第 104 号 平成 27 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案(第 2 号)の提出について
- 日程第 26. 議案第 105 号 平成 27 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案(第 2 号)の提出について
- 日程第 27. 議案第 106 号 平成 27 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案(第 1 号)の提出について
- 日程第 28. 議案第 107 号 平成 27 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案(第 1 号)の提出について
- 日程第 29. 議案第 108 号 平成 27 年度佐用町水道事業会計補正予算案(第 1 号)の提出について
- 日程第 30. 同意第 3 号 佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 31. 同意第 4 号 佐用町監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 32. 委員会付託について

午前09時30分 開会

議長（西岡 正君） 皆さん、おはようございます。

本日ここに、第69回佐用町議会定例会が招集されましたところ、議員の皆さん方、また、町長をはじめ職員の皆さま方には、早朝よりおそろいでご参集を賜り、誠に御苦労さまでございます。開会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、9月定例会後、平成26年度の決算の報告について、議会報告会に回らせていただいた。大変御苦労さまでございました。決して多い出席者だとは思いませんけれども、アンケートもなお引き続いて皆さま方に説明をしてほしいという希望がありましたし、その結果、大変よかったという回答をいただいております。これからも一生懸命頑張っていかなければならないのではないかなと思っております。

また、12月5日に開通しました179号線のバイパス開通後、今日も通ってまいりました。車の渋滞もなくスムーズに、大きな効果があったと、このように私は思っております。県当局、また、町長当局に対しましては、大変ありがたく思っています。本当にありがとうございました。

さて、今期定例会には、条例に関する案件が7件、平成27年度各会計補正予算案が9件、その他工事請負契約の変更についてなど、28案件が付議されております。

何とぞ、議員各位には慎重なるご審議を賜り、これら諸案件につきまして、適切妥当なる結論が得られますようお願いをいたしまして、開会の挨拶といたします。

町長、挨拶をお願いします。

町長（庵逄典章君） 皆さん、改めましておはようございます。早朝から御苦労さまです。

今朝も少し冷え込みましたけれども、今年は、非常に暖冬ということで、予報でも暖冬になるのではないかとということで、この12月に入っても日中は非常に暖かい日が続いております。

先ほど、議長から御挨拶いただきましたように、先日5日はよい天気恵まれて、徳久バイパスの開通式も無事行うことができました。議員皆さまにも、それぞれご出席をいただきまして、ありがとうございます。長年の懸案でありましたけれども、もう、はや何回か通りますと、このバイパスが当たり前のような感じが、もうしてしまいます。非常に道路が整備されましたのでスピードも出やすくなっております。スピードに十分気を付けていただきたいと思います。

さて、今年もはや残すところ20日余りということで、だんだんと日が迫ってまいりました。

その中であって、12月のこの定例議会が今日開会いたしますけれども、本議会には、学校の規模適正化に伴います、それぞれ廃校になりました施設の利活用、その一番目となります旧中安小学校の校舎を高齢者サービス付き住宅に活用するというような形で提案をいたします。そのための町有財産の無償貸付け。また、南光地区の保育園を建設するための用地の取得。工事の変更契約、請負契約。そして、人事案件といたしまして、監査委員さんの選任の同意と、また、教育委員の任命ということで、人事案件も提案させていただきます。それに一般会計、また、特別会計の補正予算ということで、28議案を提案をさせていただきます。それにご予定にしておりますので、それぞれ慎重にご審議をいただきまして、適切な結論をいただきますように、どうぞよろしくようお願い申し上げます、開会に当たりましての御挨拶にかえさせていただきます。

議長（西岡 正君） はい、ありがとうございます。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより第 69 回佐用町議会定例会を開会いたします。

なお、今期定例会のため、地方自治法第 121 条の規定により、出席を求めた者は、町長、副町長、教育長、教育次長、各課長、天文台公園長、各支所長であります。

これより、本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

日程第 1 . 会議録署名議員の指名

議長（西岡 正君） 日程第 1 は、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第 121 条の規定により、議長より指名をいたします。8 番、金谷英志君。9 番、山本幹雄君。

以上の両君にお願いいたします。

日程第 2 . 会期決定の件

議長（西岡 正君） 続いて日程第 2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日 12 月 8 日から 12 月 24 日までの 17 日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日 12 月 8 日から 12 月 24 日までの 17 日間と決定いたしました。

日程第 3 . 行政報告について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 3、行政報告に入ります。町長から行政報告を受けます。町長、お願いします。

町長（庵途典章君） 特に行政報告の予定をしておりませんので、はい。

議長（西岡 正君） はい、以上で行政報告は終わりました。

なお、ここであらかじめ申し上げておきますが、議案書は予定案件として前もって配付いたしており、ご熟読のことと思っておりますので、会議の進行上、以後の議案朗読を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

日程第4．議案第83号 町有財産の無償貸付けについて

議長（西岡 正君） それでは日程第4、議案第83号、町有財産の無償貸付けについてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第83号、町有財産の無償貸付けにつきまして、提案のご説明を申し上げます。

学校等跡地施設の利活用のため、公募による利活用事業者の選定を行った結果、旧中安小学校におきましては、サービス付き高齢者向け住宅の運営を事業内容とする提案をいただいた医療法人社団一葉会を優先交渉権者として協議を行ってまいりました。

具体的な事業内容といたしましては、校舎棟を一人部屋26戸、二人部屋4戸、合計30戸のサービス付き高齢者向け住宅に改修し、平成29年4月の開設を目指すとのことでございます。

物件の概要といたしましては、建物は鉄筋コンクリート造の2階建てで、床面積は2,177.63平方メートル、土地については建物底地部分1,277.52平方メートル、所在地は佐用町米田110番地ほかでございます。

利活用事業者へは、土地・建物を原則10年間無償貸与することを公募における支援制度といたしておりましたので、旧中安小学校のうち、校舎に係る土地及び建物を無償で貸付けをいたしたく、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

なお、今回の土地の貸付け範囲は、工事着手に向けて校舎部分に限った貸付けでありまして、今後、当然、事業を展開していく中で必要な校舎周辺用地につきましては、施設利活用範囲が確定をした時点において、改めて、ご提案させていただく予定でございます。

ご承認賜りますようお願いを申し上げて、提案の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する説明が終わりました。

なお、本案につきましては、本日即決といたします。

これから議案第83号に対する質疑を行います。質疑はございますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷議員。

8番（金谷英志君） 町有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の関係でお伺いしたいんですが、第4条で、「無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる。他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき」とあるんですけれども、今回、一葉会のサービス付き高齢者住宅ということですが、この関係では、どのように理解されていますでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

[企画防災課長 挙手]

議長（西岡 正君） はい。

企画防災課長（久保正彦君） これにつきましては、地方自治法で定められており、貸し付けることに関しましては、町の条例で定めるということになっております。

町の条例に定めがない場合は議決をいただくということになっておりますので、今回、提案をさせていただきました。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

[金谷君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、金谷議員。

8 番（金谷英志君） ということは、条例でなく地方自治法に基づいて議決を求めるということですね。

それから、もう 1 点。

議長（西岡 正君） はい。

8 番（金谷英志君） それから、募集する時には 10 年間の契約期間ということでしたけども、今度、5 年間の無償貸付けということになってはいますが、10 年の募集をしていて、5 年間の貸付け、どういうことでしょうか。

[企画防災課長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） 佐用町では、公有財産の事務取扱規程というのを設けております。

その中で、普通財産の貸付期間は、5 年というふうに定めておまして、それに合わせた形で提案させていただきました。

ただ、更新はできるという。

それで、建物が 5 年ということになっておりますので、それに合わせた形で提案をさせていただきます。また、5 年後に議決をいただくような形になるということで考えております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

8 番（金谷英志君） はい。

議長（西岡 正君） はい、ほかにありますか。

[石堂君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、石堂議員。

6 番（石堂 基君） 先ほどの金谷議員の質問に少し関連するんですけども、今回の議決が条例がない場合に、自治法の規定に基づいてということでの説明はわかるんです。

その前に金谷議員さんのほうが質問していた、その公益性、公共性の担保、そこを町長がどういうふうに考えられているのか。無償貸付けをする条件ですね。

要は、自治法の趣旨から言えば、地域の住民にとって、あるいは公共にとっての公益性がある場合が無償貸付けの条件であるというふうに考えられるんですけども、そのあたりは町がどういうふうに判断をして無償にしたのか、その点についての説明がなかったように思うんですけど。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 公益性という概念で、どういうことを公益性というふうに見るかということですけども、直接的な、例えば、公共団体が使うということだけではなくて、今回の場合、解釈として、これは福祉事業であります。

ただ、福祉事業だけじゃなくって、例えば、一般の会社等の利益を、いろんな事業者に貸し付ける場合も、これは地域の雇用とか、また、それによる経済活動、そういうのも広範囲には公益性という判断をしていかないと、こうした土地の活用というのは難しいなというふうに思います。

そういう意味で、純粹に公共団体とかということ、直接的な公共団体に貸し付けるということを前提とはせずに、当然、募集においても、そうしたいろんな提案をいただくということでの提案の中で、当初から無償貸付けを行うということ、誘致をしますか、利用していただくための支援、1つの町としての支援条件としたわけでありまして、そのことを理解いただいて、ひとつ議会での承認をいただきたいということでもあります。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂議員。

6 番（石堂 基君） じゃあ、今後のその契約、あるいは協定なんかが行われる場合に、例えば、その雇用とか施設の利用、入所等に関して町内の住民を優先的にというような、そういうようなこともある程度含まれる要素はあるというふうに理解をしいですか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） そういう事業者に対して、町のほうから、入所とかいろいろな条件をつけているわけではありません。これは一般的に今回の事業については、高齢者のこういう社会状況の中で、そうした高齢者住宅ということは、地元におきましても、地域の方もそうした場合にも、ひとつ安心して地域の方も利用ができるということ、こういうことも、やはりこの事業者を最終的に選定をし、地域の方も理解をされたいと思いますか、同意をされた1つの大きな要素になっておりますので、当然、地域にあれば、一番利用がしやすい

いということは間違いないというふうに考えております。

議長（西岡 正君） はい、いいですか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

7番（岡本義次君） 確認なんですけれど、改築、そして修理、それから固定資産税等も取らないという見方でいいんですね。これ。

それと、30戸部屋をされて、何人の方が入居されるのかわかりませんが、それらを世話する介護、看護師とか、それから、給食の賄いとか、そういういいメリットがあると思うんですけど、そこらへんの雇用なり、そのメリットについて、ある程度、押さえられておれば、どれぐらいなものがあるかということ、ちょっとお尋ねします。

議長（西岡 正君） はい、わかる範囲で答弁願います。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 当然、無償で貸し付けるということについては、そういうふうに判断、税等についても、これは徴収できるものではありません。

それから、改修とか、そういうものについては、今の現況で貸与、貸し付けるということでありまして、その建物の改修は、当然、事業者が行って、高齢者住宅にされるということでもあります。

それを今度、住宅として運営をするための職員がどれぐらい要るとか、どういうことをされるかというのは、当然、事業者のほうで、これから計画をされますので、常識の範囲で考えていただければいいと思います。

議長（西岡 正君） はい、いいですか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

7番（岡本義次君） 当初、これ10年という中で、今度、来られるんは5年の、そしてまた引き続き更新という場合もあり得るということですね。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。企画防災課長、答弁。

企画防災課長（久保正彦君） 先ほど言いましたように、今回は5年で提案させていただいておりますけれども、問題ない場合は5年間の更新を考えております。

議長（西岡 正君） いいですか。

〔廣利君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、廣利議員。

4番（廣利一志君） 現在は、交渉権者ということだと思います。これ以降に正式契約という形になるスケジュール感ですね、その計画と、そのスケジュールについて、当初の説明から大きな修正とか変更とかいうのは、今、ないんですね。その確認をしたいんですけども。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） 今のところ、そういう大きな変更というのは聞いておりません。この議決をいただいた後で速やかに契約を行いたいと思っております。

〔廣利君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、廣利議員。

4番（廣利一志君） 新規雇用の件で、これ企画防災課から出ている資料で見ると、10名の雇用ということですけども、うち3名は法人からという説明ですけども、資料にはありますけども、そういう例えば、今の雇用情勢、介護職は新規で雇用するということになっておりますけども、そういう形で新規雇用が、要するにうまくいかなかった場合、それは計画の大きな変更という形で捉えたらいいんですか。

議長（西岡 正君） はい、企画防災課長。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） 町長ですか、はい、町長、答弁願います。

町長（庵途典章君） この事業を行うためには、どうしても人、職員が採用されないといけないんですけども、そこは、この事業者のほうで、当然、いろいろと努力をされる範囲であります。

今、介護職を募集しても、なかなか人がないという状況は、これはどこの既存施設もそういう状況であり、新規の募集をした中で、どれだけこの施設に新しい方の応募があるか、これはわかりません。

ただ、そこはこの事業者のほうで、当然、この事業を行うためには、いろいろな形で努力をされるものと思っております。

ただ、それが全く集まらなければ、これは事業も開設ができないと。幾ら資金があっても開設できないということですけども、それが、ほんなら何百人という人数じゃないんで、これは事業者のほうも、それなりに当然、ある程度の見通しを立てた中で、これから事業計画をされているというふうに解釈をしております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。はい、ほかにありますか。

議長（西岡 正君） ないようですので、これで質疑を終結します。
これより討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。
これより議案第 83 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 83 号を、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、議案第 83 号、町有財産の無償貸付けについては、原案のとおり可決されました。

日程第 5．議案第 84 号 工事請負契約の変更について

議長（西岡 正君） 日程第 5、議案第 84 号、工事請負契約の変更についてを、議題といたします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 84 号、工事請負契約の変更につきまして、提案のご説明を申し上げます。

6 月議会で、契約の承認をいただきました、南光小学校の大規模改造工事におきまして、地下埋設物の状況によるエレベーター設置位置の変更に伴い、校舎とエレベーター間のシーリング、外壁の塗装等の工事や、校舎の大規模改造に合わせ、ネットフェンス、また、渡り廊下のシート張り、アスファルト舗装等の外構工事の追加工事が必要となったため、それらの工事費増による請負契約額の変更でございます。

税を含む契約金額 7,776 万円を、281 万 8,800 円増額をし、8,057 万 8,800 円に変更しようとするものでございます。

佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

ご承認いただきますように、よろしくお願ひ申し上げて、提案の説明を終わらせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する説明が終わりました。
なお、本案につきましては、本日即決といたします。
これから議案第 84 号に対する質疑を行います、ございますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

委員（平岡きぬる君） ただ今、提案理由の中で増額になった箇所の説明はありましたけれど、それぞれ変更になったことについて、金額ともう少し内容的なことの説明をお願いしますか。

〔教育課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育課長。

教育課長（尾崎文昭君） それでは、失礼します。

まず1点目でございますけれども、エレベーターの位置の変更でございます。

計画では、どこにでもエレベーターを設置するというわけにはいきませんので、適切な位置に計画をしておりましたけれども、そのちょうど地下に下水管が入っておりまして、それを避けるために後方のほうに、山際のほうですけれども、約0.5メートルずらしたところでございます。そういったことで、校舎とエレベーターの隙間、間が開きました。そういったことで、そのへんのシーリングでありますとか、塗装が増えたということでございます。それぞれ、だいたい約170万円余り、それが増えてまいりました。

それから、外構工事でございますけれども、渡り廊下のシートですね、これは校舎と体育館にある廊下ですけれども、そういったところとか、それからネットフェンスが大変傷んでおりました。そういったところ、校舎の大規模改造とあわせてしております。

それから舗装ですね、駐車場、裏側でございますけれども、そのへんも増えてまいりましたので、それが、だいたい100万円余りというふうなことになってございます。

以上でございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

はい、ほかにありますか。

ほかにないようですので、これで質疑を終結します。

これより討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。

これより議案第84号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第84号を、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、議案第84号、工事請負契約の変更については、原案のとおり可決されました。

議長（西岡 正君） 続いて日程第6、議案第85号、財産の取得についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） ただ今、上程をいただきました議案第85号、財産の取得についての提案のご説明を申し上げます。

本件につきましては、南光地域保育園整備事業に伴います、新保育園の園舎用地を取得するものでございます。

取得する用地は、佐用町林崎字井ノ上935番地ほか5筆で、地目「田」、合計面積は9,481平方メートルでございます。

取得価格は、6,826万3,200円で、佐用町西徳久1,063番地4真島義三氏ほか4名の方と、土地売買にかかる仮契約を締結をいたしましたので、地方自治法第96条第1項第8号及び佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

ご承認賜りますようお願い申し上げます。提案の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する説明が終わりました。

なお、本案につきましても本日即決といたします。

これより質疑に入りますが、ございますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷議員。

8番（金谷英志君） この取得価格の根拠についてお伺いしたいんですけども、協議会でも説明がありましたけれども、地目が田です。それと幼稚園の土地となれば、宅地に変更するということも協議会でも言われたと思うんですけど、この6,800万円の価格については、その根拠、どういうふうになっていますでしょうか。

議長（西岡 正君） はい。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） 町長、はい、お願いします。

町長（庵途典章君） これは協議会でも説明させていただいたとおり、土地鑑定士をお願いをして、周辺の売買価格、特に直近では河川の改修工事等による土地の取得をしております。そういう売買事例等見て、鑑定士のほうが鑑定をさせていただいております。

田で、純粹に農地「田」であれば、実勢価格ももっとずっと低額だということはわかっておりますけれども、これは田でありますけれども、保育園の用地としての宅地目的の取得であります。宅地にすることを前提とした価格ということで鑑定がされているということでもあります。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

8 番（金谷英志君） はい、結構です。

議長（西岡 正君） はい、ほかにありますか。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂議員。

6 番（石堂 基君） 今後の予定なんですけれども、一応、取得されるのが農地でありますので、協議会でも申し上げたと思うんですけれども、農振の手続き、それから農地法の関係等、要は、その新しい保育園の建設予定、現状でいいので、そのあたりはどのように予定されているか。

おおむね期間が、例えば、農振なんかだったら3カ月とか6カ月とか相当の期間を要する場合もあるんですけれども、要は、その新しい保育園の関連に向けて町が今現在持っている計画を具体的に、ちょっと述べてほしいんです。

議長（西岡 正君） はい。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） これは、担当課だけではなくて、農林振興課も一緒に協力して、県のほうとも、この農振の除外、農地転用、この手続きについて、今、協議をしております。

できるだけ早く、その手続きを、それぞれスムーズに行いたいということで、県のほうにもお願いをしているところであります。

ただ、そうは言っても手続きが終えないと、工事着手ができないということで、一応、今、建物等の概要設計をして、その設計に基づいた形で農振除外、農地転用の申請を行う、今、準備をしております、年明けには、その申請ができると思います。

それで、年度内には完了は、なかなかできないかなという感じはしておりますけれども、年度が変わりまして、28年度に入って、早い時期に転用が可能だろうと、手続きが完了するだろうという見通しは持っております。

そういうことで、まず土地の造成工事等につきましては、年度が変わってできるだけ早く造成工事に着手したいというふうに思っております。

それに必要な地上げ、土地を上げなきゃいけないんで、それに必要な土砂、これにつきましては何とか、県が河川改修を行っておりますその残土を活用したい。利用したいなということで、このことについても、県の河川復興室のほうにも協議をしております。

ただ、河川工事のほうは、今、近くで太田井橋の上下流、河川の特に河床掘削とか、そういうものが、だいたい年度内に完了するだろうという予定になっております。そうしますと、直接搬入が難しいなということで、そういう場合には、どこかに仮置きをして、そして、少し費用は当然かかるわけなんですけれども、これは法的にやむを得ないなというふうには思っております。

できれば、直接用地内に搬入できれば、非常に経費的には助かる、削減ができるわけで

すけれども、そこはやっぱり町、きちっと法律を守った中で工事はしていきたいということで思っております。以上です。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂議員。

6番（石堂 基君） 具体的には、本当に建物が建って、地域の利用者の方が一番望まれる時期が早くくるとというのが理想だと思うんですけども、当然、所定の法的な手続きもあるので、速やかに進めていただきたいと思うのが1点。

これ新しい保育園ということで、上月保育園を建設していただいた時もそうなんですけれども、できる得る限り利用者、入所者、園の利用者の方ですね、そこらを交えての計画検討というのが、これからもできる機会があると思うので、それはぜひ進めていただきたいなど、上月のほうでは、非常に好評だったというような声も聞いてますので、お願いをしたい。

もう1点、私の勘違いだったら申し訳ないんですけども、この位置図関係って、私らに提案いうか、協議会の時に説明ありましたっけ。場所、このあたりですっていうの。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

6番（石堂 基君） いや、ごめんなさい。勘違いだったらいいんですけども、もし出されてないようだったら、僕は、あまり記憶がないんですよ。

それで、ないようだったら、ちょっといただきたいと思うので、お願いをして終わります。

議長（西岡 正君） はい、いいですか。ある？
何か、当局のほうはありますか。討論。ありませんか。

6番（石堂 基君） 勘違いだったら困るので、言うだけ言って終わります。

議長（西岡 正君） ほかにありますか。
ないようですので…

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵谷典章君） 位置図って言って、土地の、用地の図面を出してませんか？
建物は、まだ設計はしてませんから、どんな形に、そこに入りますってというようなことは全くそれはこれからなんですけれども、ここの用地については、じゃあ皆さん、よく知っておられるとこやから、その川を渡ったあそこですということだけで済ましてしまった

んでしょうか。それは、申し訳ないです。

〔「川のすぐなんか、ちょっと離れて（聴取不能）」と呼ぶ者あり〕

町長（庵途典章君） いやもう、川を渡ってすぐのところを、右側のところ田んぼが3枚ありますよと、その3枚全部ですよという話は、私はさせてもらったんです。

議長（西岡 正君） ちょっと、まず、町長の話聞いてから、1人ずつしてください。

町長（庵途典章君） はい、申し訳ないです。

それは、後からもう一度、土地の図面につきましては、それぞれお渡しさせていただきたいと思います。それは、申し訳なかったです。

議長（西岡 正君） 今の町長の説明でよろしいですか。

それでは、ほかに質疑がないようですので、質疑を終結します。
これより討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、本案に対する討論を終結します。

これより議案第85号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第85号を、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、議案第85号、財産の取得については、原案のとおり可決されました。

日程第7．議案第86号 農作物共済無事戻し金の交付について

議長（西岡 正君） 日程第7、議案第86号、農作物共済無事戻し金の交付についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第86号、農作物共済無事戻し金の交付につきまして、提案のご説明を申し上げます。

交付対象は、平成24年度から平成26年度までの3年間の共済掛金の2分の1の額から、この3年間の支払い共済金と前2年間の無事戻し金を差し引いた額を交付対象者に交付するものでございます。

その内訳は、水稻においては交付対象者474名、交付金総額27万4,268円、うち町負担分20万5,701円、連合会請求分6万8,567円で、麦においては交付対象者2名、交付金総額19万1,559円、うち町負担分14万3,670円、連合会請求分4万7,889円ござい

ます。

交付時期は、平成 28 年 1 月 29 日を予定をいたしております。

以上、農業災害補償法施行規則第 24 条及び佐用町農業共済条例第 42 条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

ご承認をいただきますように、お願い申し上げます、提案の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案説明が終わりました。

本案につきましても本日即決といたします。

これから質疑を行いますか、ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。

これから討論を行いますか、討論はございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。

これより議案第 86 号を採決いたします。この採決は、挙手によって行います。

議案第 86 号を、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 86 号、農作物共済無事戻し金の交付については、原案のとおり可決されました。

日程第 8．議案第 87 号 畑作物共済無事戻し金の交付について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 8、議案第 87 号、畑作物共済無事戻し金の交付についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 87 号、畑作物共済無事戻し金の交付につきまして、提案のご説明を申し上げます。

交付対象は、平成 24 年度から平成 26 年度までの 3 年間の共済掛金の 2 分の 1 の額から、この 3 年間の支払い共済金と前 2 年間の無事戻し金を差し引いた額を交付対象者に交付するものでございます。

その内訳は、大豆において交付対象者 7 名、交付金総額 4,749 円で、全額を联合会請求分により充当し、交付時期は平成 28 年 1 月 29 日を予定いたしております。

以上、農業災害補償法施行規則第 24 条及び佐用町農業共済条例第 96 条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

議長（西岡 正君） 提案に対する説明は終わりました。
本案につきましても、本日即決といたします。
これから質疑を行いますか、ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、これで質疑を終結します。
これから討論を行いますか、討論はございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。
これより議案第 87 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 87 号を、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 87 号、畑作物共済無事戻し金の交付については、原案のとおり可決されました。

日程第 9．議案第 88 号 園芸施設共済無事戻し金の交付について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 9、議案第 88 号、園芸施設共済無事戻し金の交付についてを、議題といたします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 88 号、園芸施設共済無事戻し金の交付につきまして、提案のご説明を申し上げます。
交付対象は、平成 24 年度から平成 26 年度までの 3 年間の共済掛金の 2 分の 1 の額から、この 3 年間の支払い共済金と前 2 年間の無事戻し金を差し引いた額を交付対象者に交付するものでございます。
その内訳は、園芸施設においては交付対象者 13 名、交付金総額 4 万 1,797 円で、全額を联合会請求分により充当し、交付時期は平成 28 年 1 月 29 日を予定をいたしております。
以上、農業災害補償法施行規則第 24 条及び佐用町農業共済条例第 119 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

議長（西岡 正君） 提案に対する説明は終わりました。
本案につきましても、本日即決といたします。
これから質疑を行いますか、ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。
これから討論を行います。ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。
これより議案第 88 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 88 号を、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 88 号、園芸施設共済無事戻し金の交付については、原案のとおり可決されました。

日程第 10. 議案第 89 号 町道路線の廃止について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 10、議案第 89 号、町道路線の廃止についてを議題といたします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、説明を申し上げます。
まず初めに、このたびの町道に関する案件は、那手地区ほ場整備事業により廃止となった路線や県から移管された路線、起終点が変更になった路線の変更を行おうとするものでございます。
それでは、ただ今上程いただきました議案第 89 号、町道路線の廃止につきまして、提案のご説明を申し上げます。
町道の路線の廃止、1 路線でございますが、整理番号 3 万 134 番、路線名、中安 24 号線は、那手地区ほ場整備事業に伴い、区画整理区域に入る町道を廃止しようとするものでございます。
以上、町道路線の廃止につきまして、道路法第 10 条第 3 項の規定により、議会の議決が必要でございますので、ご承認賜りますようお願いを申し上げて、提案の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する説明が終わりました。
これより質疑に入りますが、議案第 89 号は、産業厚生常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みおきの上、質疑をお願いいたします。質疑はございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。
ただ今、議題となっております議案第 89 号は、会議規則第 37 条の規定により、産業厚

生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 89 号、町道路線の廃止については、産業厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第 11. 議案第 90 号 町道路線の認定について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 11、議案第 90 号、町道路線の認定についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 90 号、町道路線の認定につきまして、提案のご説明を申し上げます。

町道路線の認定案件 1 路線でございますが、整理番号 3 万 645 番、路線名、徳久旧道線は、徳久バイパス工事により国道 179 号線及び県道宍粟下徳久線の町への移管により町道認定しようとするものでございます。

以上、町道路線の認定につきまして、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決が必要でございますので、ご承認賜りますようお願い申し上げて、提案理由のご説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、議案第 90 号は、産業厚生常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みおきの上、質疑をお願いいたします。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。

ただ今、議題としております議案第 90 号は、会議規則第 37 条の規定により、産業厚生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって議案第 90 号、町道路線の認定については、産業厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第 12. 議案第 91 号 町道路線の変更について

議長（西岡 正君） 日程第 12、議案第 91 号、町道路線の変更についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 91 号、町道路線の変更につきまして、提案のご説明を申し上げます。

町道路線の変更の案件は 8 路線でございます。

まず、整理番号 2 万 438 番、外川原線及び整理番号 2 万 534 番、岡畑支線の 2 路線は、千種川河川改修事業に伴い、路線の起点や終点が変わる路線でございます。

次に、整理番号 3 万 132 番、中安 22 号線は、那手地区ほ場整備事業に伴い、終点が変わる路線でございます。

次に、整理番号 3 万 339 番、徳久 29 号線から整理番号 3 万 352 番、徳久 42 号線の 5 路線は、徳久バイパス工事に伴い、路線の起点や終点が変わる路線であります。

以上、8 路線の町道路線の変更につきましては、道路法第 10 条第 3 項の規定により、議会の議決が必要でございますので、ご承認賜りますようお願い申し上げます、提案の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、議案第 91 号も産業厚生常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みおきの上、質疑をお願いいたします。質疑はございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。

ただ今、議題としております議案第 91 号は、会議規則第 37 条の規定により、産業厚生常任委員会に付託したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって議案第 91 号、町道路線の変更については、産業厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第 13. 議案第 92 号 工事請負契約の締結について

議長（西岡 正君） 日程第 13、議案第 92 号、工事請負契約の締結についてを議題いたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 92 号、本位田浄水場前処理設備改良工事請負契約の締結についてのご説明を申し上げます。

本位田浄水場では、近年、上流域の山林の荒廃や河川改修工事等の影響により急激に水質が悪化し、特に降雨時には水源の原水濁度が上昇し、膜ろ過設備に過大な負荷が生じて

おります。

今回、このような不安定な状況の解消を図るため、前処理設備の改良を行い、安定した水量、水質の確保を図るものでございます。

工事入札は、平成 27 年 11 月 24 日、水処理専門業者 10 社による指名競争入札に付したところ、うち、6 社が辞退をし 4 社にて入札執行をいたしました。

結果は、消費税込み 1 億 1,016 万円で、兵庫県神戸市中央区磯上通二丁目 2 番 21 号、神鋼環境メンテナンス株式会社代表取締役、竹内 徹氏に落札決定をいたしましたので、佐用町議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。ご承認を賜りますようお願いし、提案の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する説明が終わりました。

なお、本案につきましても本日即決といたします。

これから議案第 92 号に対する質疑を行います。ございますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷議員。

8 番（金谷英志君） 先ほど、町長の中で 10 社応札で、6 社辞退とありますが、6 社辞退の理由は何でしょうか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） それぞれの会社において、工事ができる体制が整わないと。現在では整わないということでの辞退だというふうに理解をしております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

7 番（岡本義次君） 落札の率は何ぼですか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい。

町長（庵途典章君） 予定価格の 92.98 パーセントでありました。

議長（西岡 正君） ほかにありますか。
ないようですので、質疑を終結します。
これより討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。
これより議案第 92 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 92 号を、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、議案第 92 号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第 14. 議案第 93 号 佐用町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 14、議案第 93 号、佐用町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 93 号、佐用町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部の規定が施行されることに伴い、地方公務員災害補償法施行令の一部改正が行われました。

これら上位法令の改正により、共済年金が厚生年金に統合され、さらに共済年金の対象者が、同一の事由により傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金と共済年金が支給される場合について、共済年金で調整されることとされていたものが、傷病補償、障害補償及び遺族補償年金で調整するように改正するものでございます。

ご承認いただきますようお願い申し上げます、提案の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する説明が終わりました。
本案につきましては、本日即決といたします。
これから質疑を行います、ございますか。ありませんか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。
これから討論を行います、ございますか。

[討論なし]

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。
これより議案第 93 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 93 号を、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手を願います。

[賛成者 挙手]

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、議案第 93 号、佐用町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第 15. 議案第 94 号 佐用町税条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 15、議案第 94 号、佐用町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

[町長 庵途典章君 登壇]

町長（庵途典章君） ただ今、上程いただきました議案第 94 号、佐用町税条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

本件につきましては、地方税法の一部改正並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、佐用町税条例の一部を改正しようとするものでございます。

このたびの町税条例に関する主な改正は 4 点でございます。

1 点目は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、個人番号及び法人番号の利用について規定をするものでございます。行政手続における特定の個人を識別するための番号、いわゆるマイナンバーの利用に関する規定については、政令の定めるところにより平成 28 年 1 月 1 日の施行となっております。これに伴い町税における申請及び申告等の際に個人番号又は法人番号の記載を義務付けするものでございます。

2 点目は、町税の減免申請に関する提出期限を納期限前 7 日を納期限に改めるものでございます。減免の申請期限につきましては、各市町村の実情に応じて期間を定める趣旨を明確にする改正が行われたことにより、減免を受けようとする方の利便性に配慮する観点から納期限までに改めるものであります。

3 点目は、わかば、エコーなどの 6 銘柄の紙巻たばこ 3 級品に係る町たばこ税の税率の特例を廃止した上で、平成 28 年度から平成 31 年度までの間に段階的に税率を引き上げるものであります。町たばこ税にかかる紙巻たばこ 3 級品の税率は、町税条例附則第 16 条の 2 の規定によりまして、特例として 1,000 本につき 2,495 円と定めております。このたびの改正では、この特例税率を廃止し、1,000 本につき、それぞれ平成 28 年度は 2,925 円、平成 29 年度は 3,355 円、平成 30 年度は 4,000 円とし、平成 31 年度には 5,262 円の税率に引き上げるものでございます。また、これに伴い税率の引上げ前に売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ 3 級品を同日に販売のため、所持する一定の卸売販売業者等及び

小売販売業者に対して手持品課税を行うものであります。

4点目は、町民税の個人均等割の税率の軽減規定を廃止しようとするものであります。この制度は、地方税法第311条の規定によりまして、個人町民税の均等割額を納付する義務のある控除対象配偶者又は扶養親族並びにこれらの者を扶養する者に対する均等割の税額の軽減措置でございます。この規定は県下の全市町において既に廃止されておりますので、本町においてもこの条文を削除するものでございます。

以上、ご説明申し上げました。ご承認賜りますようお願い申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する説明が終わりました。

本案につきましては、本日即決いたします。

これから質疑を行います。質疑はございますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷議員。

8番（金谷英志君） 改正点、主な点4点言われましたけど、大きな点が最初に挙げられましたマイナンバーの町税上の義務化ということだと思えますけれども、その点でお伺いしたいんですが、その税務の事務面でのマイナンバーの申請の時に記載するということのメリット。町民にとって、納税者にとってのメリットと、それから、事業者の体制が、町では、どういうふうに把握しておられるかお伺いしたいんですけれども、事業者について、従業員などの個人番号を管理するために、事業所内での書類の管理を徹底してセキュリティーなどの対応したパソコンを通しての導入が必要だと。こういうような事業者にとっても、そういうふうな対応が求められているわけなんですけれども、その2点、お伺いします。

〔税務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、税務課長。

税務課長（加藤逸生君） マイナンバーの利用につきまして、その利便性につきましては、行政事務の効率化、国民の利便性の向上とか、公平・公正な社会の実現といったようなことが挙げられるというふうに言われております。

税におきましては、e-TaxとかeLTAXを利用して、給与支払報告書とか申告書等を提出していただいております分につきまして、マイナンバーによって名寄せができるということで、従来、仮名とか生年月日とかで名寄せを行っておりましたことに比べまして、個人の特定が確実になるということで、そういった面での利便性が考えられるのではないかと考えております。

もう1点、法人の件でございますか。

8番（金谷英志君） はい。

税務課長（加藤逸生君） 法人の件につきまして、法人番号につきましては、国税当局から通知があるわけなんですけれども、それについての利用等については、商工会のほうとかで

勉強会とかいうようなものをされているというふうには聞いておりますけれども、町として特に、そういったことはやっておりません。

町長（庵途典章君） 法人の中でのマイナンバーのセキュリティー。それを法人として、どういうふうに対応しているのかということ。

税務課長（加藤逸生君） それぞれの会社で、どのような対応をされているかというのは、ちょっと、こちらのほうでは、つかみかねております。すみません。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷議員。

8 番（金谷英志君） 課長言われた、そのメリットについては、名寄せができて個人の特定につながると。これは納税者にとってのメリットではないと。役場側のメリットだと思うんですけども、納税者のメリットについて、お伺いしたんですけども。

議長（西岡 正君） はい。

〔税務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、税務課長。

税務課長（加藤逸生君） 納税者についてのメリットと申しましても、マイナンバーの利用について、申告の際に、例えば、マイナンバーの提示を受けたりとかというようなことがあって、その時に、その本人確認とかといったことで、当初、手間をわずらわせるようなことがあるというふうには考えておるんですけども、それは、そのメリットではないんですけども、ただ、マイナンバーは、あくまでも社会基盤であるということで、そのマイナンバーそのものがすぐに役立つということはないんですけども、そういったマイナンバーを利用した活用というのが、どのように広がっていくかによって、その必要書類が省けるとかといったようなことが、今後、予想されるのではないかとこのように思っております。

今すぐに、このマイナンバーを利用して納税者がこういった点が、利便性が上がるということは、今の時点では、特にちょっと考えられないかなというふうに思っております。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷議員。

8 番（金谷英志君） いわゆるマイナンバー法では、第 14 条に提供の要求とあるんですけども、「本人又は他の個人番号利用事務等実施者」町のことです。「に対し個人番号の提供を求めることができる」とできる規定なんですね。

それから、機構保存本人確認情報、これについても提供を求めることができると。マイナンバー法では、それについては、できる規定であって、義務規定ではないと思うんですけども、その点は、いかがでしょうか。

議長（西岡 正君） はい。

〔税務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、税務課長。

税務課長（加藤逸生君） 確におっしゃるとおりではあると思うんですけども、今回の税条例の改正につきましては、今後、そのマイナンバーを活用していくということで、それをもって住民の方の利便性を図っていくということで、その申告等については、マイナンバーを、個人番号、または法人番号について記載をしていただくということで、規定をさせていただいているところでございます。

議長（西岡 正君） はい、ほかにありますか。
金谷議員、よろしいか。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷議員。

8 番（金谷英志君） 番号を記載しなかった場合、国税については罰則規定はないというふうに、国税庁のほうの回答ですけれども、この場合、町税条例で記載しなかった場合の罰則なり対応はどういうふうになるのでしょうか。

〔税務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、税務課長。

税務課長（加藤逸生君） 町税につきましても、そういった罰則規定はございません。こちらのほうでお願いするといった形になると思います。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。ほかにございますか。
ないようですので、質疑を終結します。
これから討論を行いますか、ございますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷議員。

8 番（金谷英志君） 議案第 94 号、佐用町税条例の一部を改正する条例の反対討論を行います。

本条例改定は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー制度の具体化であり、問題であります。

マイナンバー法の問題点の第 1 は、国民一人一人に原則不変の個人番号を付番し、個人情報これをによって容易に照合できる仕組みをつくることは、プライバシーの侵害やなり

すましなどの犯罪を常態化するおそれがあること。

第2に、共通番号システムは初期投資3,000億円ともされる巨額プロジェクトにもかかわらず、その具体的なメリットも費用対効果も示されていません。

第3に税や社会保障の分野では、徴税強化や社会保障給付の削減手段とされ兼ねないことであります。

今でも個人や法人にはさまざまな個別の番号が付いています。銀行や郵便貯金の口座番号、運転免許証、パスポート、健康保険証、年金、住民票、医療機関の診察券、クレジットカードなどがあります。社会が、これら従来の個別の番号で十分に機能しています。マイナンバーの付番により所得捕捉やほかの行政事務との照会をやりやすくするというのが政府の説明ですが、それらはもっぱら行政サイドの利便性であり、納税者や事業者に特段のメリットはありません。

以上の理由から、当条例改定に反対いたします。

議長（西岡 正君） はい、賛成はありませんか。

ないようですので、討論を終結します。

これより議案第94号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第94号を、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、多数です。よって、議案第94号、佐用町税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第16. 議案第95号 佐用町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 続いて日程第16、議案第95号、佐用町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第95号、佐用町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が一部改正をされました。

これら上位法令の改正により、共済年金が厚生年金に統合され、さらには共済年金の対象者が同一の事由により年金たる補償と年金たる給付が支給される場合について、共済年金で調整されることとされていたものが、年金たる補償で調整するように改正するものでございます。

また、火災や水防活動など特殊公務災害にかかる補償については、減額対象とならないよう、調整して改正するものであります。

以上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。提案の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する説明は終わりました。
本案につきましても本日即決といたします。
これから質疑を行いますか、ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。
討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。
これより議案第 95 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 95 号を、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 95 号、佐用町消防団員等公
務災害補償条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第 17. 議案第 96 号 佐用町立町民体育館条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 17、議案第 96 号、佐用町立町民体育館条例の一部を
改正する条例についてを議題といたします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 96 号、佐用町立
町民体育館条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。
今年の 3 月議会において、学校規模適正化による幕山小学校及び久崎小学校の閉校に伴
い、各学校の体育館を町民体育館として位置づけ、町民の皆さまに開放するよう条例改正
を行いました。幕山体育館につきましては、区分を誤って改正をしておりましたので、
規模に応じた使用料となるよう佐用町立町民体育館条例の一部を改正させていただくもの
でございます。
ご承認いただきますようお願い申し上げます、提案の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する説明は終わりました。
本案につきましても本日即決といたします。
これから質疑を行いますか、質疑はございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） はい、ないようですので、質疑を終結します。

これから討論を行います、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。
これより議案第 96 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 96 号を、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 96 号、佐用町立町民体育館
条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。
お諮りします。ここでしばらく休憩をしたいと思います、異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） はい、異議なしと認めます。
それでは、再開を午前 11 時ちょうどといたしますので、よろしく願いいたします。

午前 10 時 42 分 休憩

午前 11 時 00 分 再開

議長（西岡 正君） それでは、おそろいですので、再開をさせていただきたいと思いま
す。

日程第 18. 議案第 97 号 佐用町立老人福祉施設条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 18、議案第 97 号、佐用町立老人福祉施設条例の一部
を改正する条例についてを議題といたします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 97 号、佐用町立
老人福祉施設条例の一部を改正する条例について、提案のご説明を申し上げます。
このたびの改正は、老人福祉法を引用している箇所に号ずれが生じたために、改正する
ものでございます。
ご承認をいただきますようお願い申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する説明が終わりました。
本案につきましても即決といたします。
これから質疑を行います、ございますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 法の引用の箇所の号ずれが生じたためということなんですけれど、これは、いつの時点で、こういう状態になったのですか。
今回改正されたんですけれど、お尋ねします。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） これは老人福祉法の一部改正が、実は、平成 2 年にございました。平成 2 年の法律第 58 号で一部改正、法律でありまして、その一部改正は実質は平成 5 年に改正されておりました。その時に第 2 号が第 1 号に繰り上げられておりましたが、その後、20 数年、条例のほうがそのままの状態になったのがわかりましたので、今回、条例改正のほうをさせていただいております。

ただ、運用につきましては、条文はきっちり法の老人福祉法の運用をして、入所については対応しておりますので、ご了解お願いしたいと思います。

議長（西岡 正君） ほかにありますか。ないですか。
それでは、質疑を終結します。
これから討論を行います。ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。
これより議案第 97 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 97 号を、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 97 号、佐用町立老人福祉施設条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第 19. 議案第 98 号 佐用町保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 19、議案第 98 号、佐用町保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） 　　ただ今、上程をいただきました議案第 98 号、佐用町保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。
このたびの改正は、職業能力開発促進法の一部改正に伴う条ずれが生じたため、改めるものでございます。
ご承認いただきますようお願い申し上げます、提案の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 　　提案に対する説明が終わりました。
本案につきましても本日即決といたします。
これから質疑を行います、質疑はございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） 　　ないようですので、質疑を終結します。
これから討論を行います、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） 　　ないようですので、討論を終結します。
これより議案第 98 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 98 号を、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 　　挙手、全員であります。よって議案第 98 号、佐用町保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第 20. 議案第 99 号 佐用町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について

議長（西岡 正君） 　　続いて日程第 20、議案第 99 号、佐用町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてを議題といたします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） 　　それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 99 号、佐用町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定につきまして、提案のご説明を申し上げます。
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の一部が、平成 28 年 1 月 1 日から施行をされます。この施行により、番号法別表第

1に規定されている事務につきましては特定個人情報を利用できますが、社会保障・税・災害対策分野における町の独自事務や、番号法別表第2に規定されている事務処理に必要な特定個人情報の利用につきましては、番号法第9条第2項の規定により、条例の制定が必要とされております。

そこで、条例第4条第1項及び条例別表第1において、町の独自事務の規定を行い、条例第4条第2項及び条例別表第2で、この独自事務を処理するために必要な特定個人情報の利用内容を規定をし、番号法別表第2で定められた事務処理に必要な特定個人情報の利用を可能にするため、条例第4条第3項で規定をいたしました。

また、執行機関の異なる教育委員会につきましても、番号法第19条第9号の規定により、特定個人情報の提供を受ける場合も条例の制定が必要であるため、条例第5条第1項及び条例別表第3で規定をいたしました。

以上のとおり、特定の事務処理に必要な特定個人情報を利用及び提供できるように、このたび、本条例を制定するものでございます。

ご承認賜りますようお願い申し上げて、提案の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、議案第99号は、総務常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みおきの上、質疑をお願いいたします。質疑はございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。

ただ今、議題としております議案第99号は、会議規則第37条の規定により、総務常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって議案第99号、佐用町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定については、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

-
- | | | |
|--------|---------|---|
| 日程第21. | 議案第100号 | 平成27年度佐用町一般会計補正予算案(第3号)の提出について |
| 日程第22. | 議案第101号 | 平成27年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案(第2号)の提出について |
| 日程第23. | 議案第102号 | 平成27年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案(第1号)の提出について |
| 日程第24. | 議案第103号 | 平成27年度佐用町介護保険特別会計補正予算案(第2号)の提出について |
| 日程第25. | 議案第104号 | 平成27年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案(第2号)の提出について |
| 日程第26. | 議案第105号 | 平成27年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案(第2号)の提出について |
| 日程第27. | 議案第106号 | 平成27年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案(第1号)の提出につ |

いて

日程第 28. 議案第 107 号 平成 27 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案(第 1 号)の提出
について

日程第 29. 議案第 108 号 平成 27 年度佐用町水道事業会計補正予算案(第 1 号)の提出について

議長(西岡 正君) 続いて日程第 21 から日程第 29 については一括議題といたしたいと思
いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(西岡 正君) ご異議なしと認めます。

よって、日程第 21、議案第 100 号、平成 27 年度佐用町一般会計補正予算案(第 3 号)
の提出についてから、日程第 29、議案第 108 号、平成 27 年度佐用町水道事業会計補正予
算案(第 1 号)の提出についてを、一括議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

[町長 庵逄典章君 登壇]

町長(庵逄典章君) それでは、ただ今、上程をいただきました各会計の補正予算、議案
第 100 号から議案第 108 号につきまして一括議題とされましたので、順次提案の説明を申
上げます。

まず、議案第 100 号、佐用町一般会計補正予算(第 3 号)から説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,127 万 9,000 円を追加をし、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 135 億 204 万 6,000 円に改めるものでございます。

その中身につきまして、第 1 表、歳入歳出予算補正によりまして説明を申し上げます。

まず、歳入から説明をいたします。

分担金及び負担金につきましては、分担金 24 万円の増額で、土地改良事業分担金でご
ざいます。

使用料及び手数料につきましては、使用料 8,000 円の増額で、老人福祉センター使用料
でございます。

国庫支出金につきましては 1,833 万 2,000 円の減額でございます。うち、国庫負担金に
おきまして 846 万 1,000 円の増額で、主な内容は、保険基盤安定負担金の増額、実績見込
みに伴う障害者自立支援給付費負担金の増額、障害者医療費負担金の減額でございます。
国庫補助金におきましては 2,680 万 5,000 円の減額で、舗装修繕事業などにかかる社会資
本整備総合交付金の減額、農業基盤整備事業補助金の減額が主な内容でございます。

委託金におきましては 1 万 2,000 円の増額。特別児童扶養手当事務費委託金でございま
す。

県支出金につきましては 77 万円の増額でございます。うち、県負担金におきましては
551 万 6,000 円の増額。先ほど国庫負担金で申し上げました内容と同様で、保険基盤安定
負担金の増額、実績見込みに伴う障害者自立支援給付費負担金の増額などが、主な内容で
ございます。県補助金におきましては 474 万 6,000 円の減額で、地域介護拠点整備補助金
の国庫補助金への予算組み替えや、高齢重度障害者医療費補助金の増額、ひょうご多子世
帯保育料軽減事業補助金の減額などが、主な内容でございます。

財産収入につきましては、財産売却収入 120 万 9,000 円を増額。町行造林の立木売却代
金でございます。

繰入金につきましては 3,275 万 1,000 円の増額。財政調整基金繰入金の増額でございます。

諸収入につきましては雑入 503 万 3,000 円の増額。町営住宅退去者負担金の増額、前年度の児童手当の国県負担金精算による過年度収入などが、主な内容でございます。

町債につきましては 1,960 万円の増額で、農業生産基盤整備事業債を増額、義務教育施設整備事業債を減額いたしております。

次に歳出につきましてご説明申し上げます。予算書 2 ページをご覧ください。

まず、総務費につきましては 1,167 万 3,000 円の減額でございます。うち、総務管理費におきましては 1,227 万円の減額。主な内容といたしましては、合併 10 周年記念式典が終了したことに伴う予算整理、財産管理費における光熱水費電気料の実績見込みに基づく減額、選挙権年齢引下げ・投票区改編に伴う選挙システム改修委託料の増額などがございます。徴税費におきましては 59 万 7,000 円の増額で、臨時職員賃金でございます。

民生費につきましては 3,004 万 2,000 円の増額でございます。うち、社会福祉費におきましては 3,235 万 3,000 円の増額。主な内容といたしましては、国民健康保険特別会計繰出金の増額、実績見込みに基づく障害福祉サービス費の増額、また、前年度の障害者自立支援給付費などの精算に伴う返還金の予算措置でございます。児童福祉費におきましては 231 万 1,000 円の減額で、ひょうご多子世帯保育料軽減事業助成金の減額、学童保育事業にかかる送迎バス運行業務委託料の減額が主な内容でございます。

衛生費につきましては 19 万 4,000 円の増額。保健衛生費につきまして 19 万 4,000 円の増額で、内容は、母子衛生事業にかかる備品費などがございます。清掃費におきましては、予算額に増減はございませんが、塵芥処理費の不足予算を措置いたしております。

農林水産業費につきましては 2,325 万 2,000 円の増額でございます。うち、農業費におきましては 2,216 万 8,000 円の増額。主な内容といたしましては、東徳久地内暗渠排水整備工事にかかる農業基盤整備事業補助金、那手地区土地改良事業共同施行補助金、町単独土地改良事業補助金の増額でございます。林業費におきましては 108 万 4,000 円の増額で、町行造林分収交付金、及び薪ストーブ購入助成にかかる森林資源活用事業補助金の追加計上でございます。

商工費につきましては 52 万 2,000 円の増額で、笹ヶ丘公園の管理経費の予算組み替えが主な内容でございます。

土木費につきましては 315 万 6,000 円の減額でございます。うち、道路橋梁費におきましては 610 万円の減額で、橋梁維持事業にかかる測量調査設計委託料の減額、私道整備事業補助金の増額が主な内容でございます。都市計画費におきましては 12 万 2,000 円の増額、播磨高原広域事務組合への下水道事業に係る繰出金が確定したことに伴う予算措置でございます。下水道費 32 万 2,000 円の増額は、特定環境保全公共下水道事業特別会計への繰出金でございます。住宅費におきましては 250 万円の増額、住宅管理にかかる修繕料の増額などが、主なものでございます。

教育費につきましては 390 万 2,000 円の減額。うち、教育総務費におきまして 167 万 9,000 円の増額で、主な内容は、私立幼稚園保育料軽減事業補助金の増額でございます。小学校費におきましては 563 万 5,000 円の減額、各小学校体育館の吊り天井改修工事の実績見込みによる減額、三日月小学校改修事業にかかる実施設計委託料の追加計上が、主な内容でございます。中学校費におきましては、予算額に増減はございませんが、通学対策費の不足予算を措置いたしております。社会教育費におきましては 1 万 2,000 円の増額で、主な内容は、幕山地区センターの修繕料の追加計上でございます。保健体育費におきましては 4 万 2,000 円の増額で、光熱水費水道料でございます。

災害復旧費につきましては、農林水産施設災害復旧費 600 万円の増額で、内容は町単独

災害復旧工事補助金でございます。

次に、地方債の変更でございますが、第2表、地方債補正により説明を申し上げます。

農業生産基盤整備事業につきまして、事業量の増加により、起債の限度額を4,470万円に改めるものでございます。

以上で、一般会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第101号、平成27年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,498万3,000円を追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億6,022万9,000円に、改めるものでございます。

その中身につきまして、第1表、歳入歳出予算補正により、説明を申し上げます。

まず、歳入から、国庫支出金につきましては28万円の増額で、内訳は国庫負担金で384万3,000円の減額、国庫補助金で412万3,000円の増額でございます。

前期高齢者交付金は12万4,000円の減額。

県支出金は県補助金で424万3,000円の増額で、県財政調整交付金の増額でございます。

繰入金につきましては2,058万4,000円の増額で、他会計繰入金の、保険基盤安定繰入金がその主なものでございます。

次に歳出についてご説明をいたします。

保険給付費につきましては230万円の増額で、高額療養費において、一般被保険者高額療養費の増額でございます。

後期高齢者支援金等は39万3,000円の増額。

前期高齢者納付金等は17万8,000円の減額。

老人保健拠出金は1,000円の減額でございます。

介護納付金は399万9,000円の減額でございます。

諸支出金は2,646万8,000円の増額で、償還金及び還付加算金で過年度の療養給付費交付金等によるものでございます。

以上、佐用町国民健康保険特別会計補正予算の提案の説明といたします。

次に、議案第102号、平成27年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21万1,000円を追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,995万5,000円に改めるものでございます。

その中身につきまして、第1表、歳入歳出予算補正により、説明をさせていただきます。

まず、歳入から、繰入金は、他会計繰入金で31万4,000円の減額。

繰越金は11万4,000円の増額でございます。

諸収入は、雑入におきまして、健康診査費補助金の過年度精算金で41万1,000円の増額であります。

次に、歳出についてであります。諸支出金は、償還金及び還付加算金で、前年度補助金の精算により21万1,000円の増額でございます。

以上、後期高齢者医療特別会計補正予算の提案の説明といたします。

次に、議案第103号、平成27年度佐用町介護保険特別会計補正予算（第2号）について説明をさせていただきます。

今回の補正は、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ71万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ23億1,593万1,000円に改めるものでございます。

その内容につきまして、第1表、歳入歳出予算補正により、説明をさせていただきます。

まず、歳入から説明をいたします。

国庫支出金につきましては18万4,000円の増額でございます。内容は、国庫補助金のうち、地域支援事業交付金の追加計上でございます。

支払基金交付金につきましては18万2,000円の増額でございます。内容は、支払基金交付金のうち、地域支援事業支援交付金の追加計上でございます。

県支出金につきましては9万2,000円の増額であります。内容は、県補助金のうち、地域支援事業交付金の追加計上でございます。

繰入金につきましては25万7,000円の増額であります。うち、一般会計繰入金におきましては10万3,000円を追加計上をいたしております。主なものは、地域支援事業繰入金の増額でございます。また、基金繰入金におきましては、介護給付費準備基金繰入金として15万4,000円を増額いたしております。

次に歳出でございますが、総務費につきましては1万1,000円の増額で、主なものは、西播磨圏域医療介護連携システム使用料の計上でございます。

地域支援事業費につきましては70万4,000円の増額であります。うち、介護予防事業費におきまして、いきいき百歳体操消耗品として64万9,000円、包括的支援事業におきましては、主任介護支援専門員研修旅費5万4,000円をそれぞれ計上いたしております。

また、任意事業費におきましては、介護保険事務共同処理委託料を1,000円増額いたしております。

以上で、介護保険特別会計補正予算の説明とさせていただきます。

次に、議案第104号、佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてのご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32万2,000円を追加をし、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億3,987万8,000円に改めるものでございます。

その中身について、第1表、歳入歳出予算補正により説明を申し上げます。

まず、歳入から、繰入金につきましては、一般会計繰入金32万2,000円増額補正をいたしております。

次に歳出でございますが、公共下水道事業費の管理費において、臨時職員賃金として32万2,000円を追加計上いたしております。

以上、特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算の提案の説明といたします。

次に、議案第105号、平成27年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ400万8,000円を追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億915万5,000円に改めるものでございます。

その中身について、まず、歳入から説明をいたします。

使用料及び手数料につきましては8,000円の増額で、デイキャンプ場使用料の増額によるものであります。

諸収入につきましては400万円の増額で、天文台公園運営委託金の増額によるものでございます。

次に歳出でございますが、教育費につきまして400万8,000円の増額でございます。内容につきましては、社会教育費におきまして、実績に伴う臨時職員の賃金が70万円の減額、天文台南館屋上テラス修繕工事の工事請負費267万6,000円の増額、家族棟及びグループロッジなどの非常照明用バッテリーの交換による修繕費145万9,000円の増額が主なものでございます。

以上、西はりま天文台公園特別会計補正予算の提案の説明といたします。

次に、議案第106号、佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算（第1号）についてのご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 512 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 億 3,093 万 3,000 円に改めるものでございます。

その中身につきまして、第 1 表により説明をいたします。

まず、歳入から説明をさせていただきます。

笹ヶ丘荘事業収入につきましては 460 万円の増額で、事業収入で、使用料の実績見込みに基づくものでございます。

繰入金につきましては 52 万 2,000 円の増額で、一般会計繰入金でございます。

次に、歳出でございますが、笹ヶ丘荘費につきましては 512 万 2,000 円の増額でございます。全額が笹ヶ丘荘管理運営費で、その内容は、実績見込みに基づく賃金と需用費の増額で、アルバイト賃金、消耗品費、修繕料、賄材料費の増額でございます。

以上で佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算の提案の説明といたします。

次に、議案第 107 号、平成 27 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、収入・支出予算の総額に収入・支出それぞれ 149 万 5,000 円を追加をし、収入・支出予算の総額をそれぞれ 1 億 1,334 万 8,000 円に改めるものでございます。

まず、収入から、共済事業収益につきましては 149 万 5,000 円の増額で、全額が営業収益でございます。

次に支出でございますが、共済事業費用につきましては 149 万 5,000 円の増額で、全額が営業費用でございます。

次に各勘定の内容について説明をいたします。

農作物共済は、水稻の料率改定に伴い、支出で農作物保険料 32 万円を増額し、農作物共済金 32 万円を減額するものでございます。

家畜共済は、評価基準の変更に伴い、収入では家畜共済掛金 120 万円、家畜保険金 25 万円、支出では家畜保険料 100 万円、技術料 5 万円、家畜共済金 25 万円、家畜責任準備金繰入 15 万円の増額でございます。

畑作物共済は、大豆の無事戻し金交付計画に伴い、収入では畑作物連合会特別交付金、支出では畑作物無事戻し金、それぞれ 4,000 円の増額でございます。

園芸施設共済は、園芸施設の無事戻し金交付計画に伴い、収入では園芸施設連合会特別交付金、支出では園芸施設無事戻し金、それぞれ 4 万 1,000 円の増額でございます。

以上で農業共済事業特別会計補正予算の説明とさせていただきます。

次、最後に議案第 108 号、佐用町水道事業会計補正予算（第 1 号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、大酒浄水場の電気計装水位計修繕費と、久崎浄水場 3 号取水ポンプ更新のための建設改良費の追加補正が主なものでございます。

第 2 条の収益的収入及び支出において、収入の第 1 款、水道事業収益の第 2 項、営業外収益を 91 万 1,000 円増額し、水道事業収益の総額を 1 億 8,325 万 2,000 円に、支出の第 1 款、水道事業費用の第 1 項、営業費用を 213 万 5,000 円増額し、水道事業費用の総額を 2 億 4,699 万 3,000 円にいたします。

次に、第 3 条の資本的収入及び支出において、予算第 4 条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 6,203 万 5,000 円を 6,248 万 9,000 円に、「過年度分損益勘定内部留保資金 6,203 万 5,000 円を 6,248 万 9,000 円に改めるものでございます。支出の第 1 款、資本的支出の第 1 項、建設改良費を 45 万 4,000 円に増額し、資本的支出の総額を 1 億 1,836 万 9,000 円に補正をするものでございます。

以上で佐用町水道事業会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

以上、議案第 100 号から議案第 108 号までの各会計の補正予算につきまして説明を申し

上げました。十分ご審議の上、ご承認賜わりますように、よろしくお願いを申し上げて説明を終わらせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する説明が終わりました。

ただ今議題にしております議案第 100 号から議案第 108 号につきましては、12 月 15 日の本会議で質疑、討論、採決を予定しておりますので、ここで議事を打ち切りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よってそのように決めます。

日程第 30. 同意第 3 号 佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議長（西岡 正君） 続いて日程第 30、同意第 3 号、佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今上程をいただきました同意第 3 号、佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてのご説明を申し上げます。

平成 27 年 12 月 26 日をもって、現教育委員、矢内正敏教育委員の 2 期目の任期が満了いたしますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 5 条第 2 項の規定により、再任いたしたく、同法第 4 条第 2 項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

また、3 期目の任期でございますが、同法第 5 条第 1 項の規定のとおり、平成 27 年 12 月 27 日から 4 年となっております。

ご同意賜りますようお願い申し上げます、提案の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する説明が終わりました。

本案につきましては、本日即決といたします。

この際、お諮りします。本案件につきましては、人事案件でありますので、議事の順序を省略して、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。

それでは、これより同意第 3 号を採決します。なお、この採決は、挙手によって行います。

同意第 3 号を、原案のとおり同意することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって同意第 3 号、佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意されました。

日程第 31. 同意第 4 号 佐用町監査委員の選任につき同意を求めることについて

議長（西岡 正君） 続いて日程第 31、同意第 4 号、佐用町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今上程をいただきました同意第 4 号、佐用町監査委員の選任につき同意を求めることにつきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

識見を有する者として選任しております樫本忠美監査委員が、平成 27 年 12 月 31 日をもって任期満了となります。

つきましては、引き続き樫本監査委員に就任願いたく、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

なお、経歴等につきましては裏面の通りで、監査委員としての識見を有する適任者でございます。

ご同意賜りますようお願いを申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する説明が終わりました。

本案につきましては、本日即決といたします。

この際、お諮りします。本案件につきましては、人事案件でありますので、議事の順序を省略して、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。

それでは、これより同意第 4 号を採決します。なお、この採決は、挙手によって行います。

同意第 4 号を、原案のとおり同意することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって同意第 4 号、佐用町監査委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意されました。

日程第 32. 委員会付託について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 32 に入ります。

日程第 32 は、委員会付託についてであります。

暫時、休憩します。

午前 11 時 37 分 休憩

午前 11 時 38 分 再開

議長（西岡 正君） 休憩を解き会議を続行します。

お諮りします。お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、所管の委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

議長（西岡 正君） 以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。

お諮りします。議事の都合により明日 12 月 9 日は本会議を休会したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よってそのように決します。

次の本会議は、12 月 10 日、木曜日午前 10 時より再開し、一般質問を行いますので、ご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

それでは、本日はこれにて散会いたします。どうも御苦労さんでした。ありがとうございました。

午前 11 時 39 分 散会
